

## 千葉市からの事務連絡事項

### 【幼保支援課・幼保運営課・幼保指導課】

担当

#### 1 令和5年度 民間保育園等連絡会議の開催について【資料なし】

[助成1班]

標記の件について、7月20日に周知させていただいておりますが、以下のとおり開催を予定しておりますので、ご連絡です。

渋谷

[TEL:043-245-5729](tel:043-245-5729)

#### <日時>

令和5年8月28日(月)

- ① 中央区・稲毛区・若葉区 10:00～11:30
- ② 花見川区・緑区・美浜区 14:00～15:30

#### <場所>

千葉市役所1階 「正庁」 ※以下、市役所新庁舎のご案内に係るHP

[https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha\\_guide.html#floor](https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/shinchosha/shinchosha_guide.html#floor)



#### <議題>

調整中(確定しましたらご連絡いたします。)

(参考: 今年の議題)

- (1) 集団指導について
- (2) キャリアアップ研修の開催について
- (3) 保育士等への3%程度の処遇改善について
- (4) 指導監査における主な指摘事項について
- (5) 公立・民間合同による一斉避難訓練について

#### <その他>

- ・出欠の事前連絡は不要です。
- ・市役所駐車場も利用可能です(駐車印は会場にて押印いたします。)が、台数に限りがありますので、可能な限り公共交通機関のご利用にご協力ください。
- ・会議の資料は、会場にて配布するほか、市ホームページへの公開により配布に代えさせていただきます。

## 【幼保運営課】

## 2 保育士等宿舎借り上げ支援事業補助金の、補助対象外となる期間について【資料なし】

[助成1班]

村松

[TEL:043-245-5729](tel:043-245-5729)

実施園のご担当者様から、ご質問をいただきましたので、回答について周知いたします。補助対象者の方にもご共有いただけますと幸いです。

## &lt;ご質問と回答内容&gt;

欠勤(給与の発生しない期間)があった場合、その期間は補助対象となるのか。

→ 補助対象外となります。

※産休等例外もありますので、以下のQ&Aの(8)～(11)も合わせてご確認ください。

## &lt;千葉県保育士等宿舎借り上げ支援事業Q&amp;A&gt; (一部抜粋)

(8) 産前産後休業 期間中の職員は対象となるか。

対象となります。ただし、採用された会計年度から起算して7年目の会計年度末までの者に限ります。

※千葉県における直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は5年目。10年目までの経過措置あり。

(9) 育児休業期間中の職員は対象となるか。

産前産後休業中の職員と同様の取扱いになりますが、育児休業期間のうち対象となる期間は、原則として、補助対象者の養育する子が1歳に達する日までとなります。

ただし、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、養育する子が2歳に達する日まで育児休業が認められる場合については、この限りではありません。

(10) 家族の介護のために休職する職員は対象となるか。

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に準じて介護休業を取得する場合は対象となります。

ただし、産・育休と同様に、採用された会計年度から起算して7年目の会計年度末までの者に限ります。

※千葉県における直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は5年目。10年目までの経過措置あり。

(11) 産育休、介護休業以外の休職期間中の職員は対象となるか。

給与規程、雇用契約に基づいて、給与の支払いが行われている期間については対象となります。

ただし、採用された会計年度から起算して7年目の会計年度末までの者に限ります。

※千葉県における直近2か年の1月の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は5年目。10年目までの経過措置あり。

## &lt;対象&gt;

保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設